

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康管理関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

彦根市は、健康管理関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

滋賀県彦根市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理関係事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(予防接種関係)、母子保健法、健康増進法に基づく事務を行っている。 この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①定期予防接種等の対象者及び接種結果の管理 ②母子保健法による保健指導、妊産婦および新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、養育医療の給付、こども家庭センター事業に係る対象者及び実施結果管理 ③各種健康診断の対象者及び受診結果管理 ④その他 ・情報照会事務:養育医療、医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理個人情報システム、未熟児養育医療給付管理台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第14、70、111、126項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,27,28,29,95,96,139,153の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26,42,48,71,80,95,112,125,139,153,154,161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康推進課、こども家庭部母子保健課
②所属長の役職名	健康推進課長、母子保健課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	彦根市総務部総務課法規行政係 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒522-0057滋賀県彦根市八坂町1900番地4 彦根市福祉保健部健康推進課 0749-24-0816 彦根市こども家庭部母子保健課 0749-24-3931
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	[1万人以上10万人未満]	
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	[500人未満]	
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民から特定個人情報入手する場合、住基ネット照会で取得はしておらず、書面を用いて対象者から取得し、使用用途を明確にしている。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーが記載された書類を誤って紛失しないように、表題を付けるなどしてファイリングし、書類は鍵のかかるキャビネットに保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	I-1-②事業の概要	予防接種法及び母子保健法、健康増進法に基づく事務を行っている。 この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①定期予防接種等の対象者及び接種結果の管理 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、健康診査に関する情報の提供の求め、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届け出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③各種健康診断の対象者及び受診結果管理 ④その他 ・情報照会事務：養育医療、医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務：対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（予防接種関係）母子保健法、健康増進法に基づく事務を行っている。 この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①定期予防接種等の対象者及び接種結果の管理 ②母子保健法による保健指導、妊産婦および新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、養育医療の給付、こども家庭センター事業に係る対象者及び実施結果管理 ③各種健康診断の対象者及び受診結果管理 ④その他 ・情報照会事務：養育医療、医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務：対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務	事後	
令和7年8月29日	I-2特定個人情報ファイル名	健康管理個人情報システム	健康管理個人情報システム、未熟児養育医療給付管理台帳	事後	
令和7年8月29日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第10項、49項、76項、93の2項	番号法第9条第1項および別表第14、70、111、126項	事後	
令和7年8月29日	I-4法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2第17項、18項、19項、26項、56の2項、69の2項、70項、87項、115の2項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,27,28,29,95,96,139,153の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25,26,42,48,71,80,,95,112,125,139,153,154,161の項	事後	
令和7年8月29日	I-5評価実施機関における担当部署	福祉保健部健康推進課 健康推進課長	福祉保健部健康推進課 健康推進課長 こども家庭部母子保健課 母子保健課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	I-8特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	彦根市福祉保健部健康推進課 〒522-0041 滋賀県彦根市八坂町1900番地4 0749-24-0816	〒522-0057滋賀県彦根市八坂町1900番地4 彦根市福祉保健部健康推進課 0749-24-0816 彦根市こども家庭部母子保健課 0749-24-3931	事後	
令和7年8月29日	II-1、2いつの時点の計数か	令和5年7月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年8月29日	IV-8人手を介在させる作業	—	十分である	事後	
令和7年8月29日	IV-8人手を介在させる作業 判断の根拠	—	住民から特定個人情報入手する場合、住基ネット照会取得はしておらず、書面を用いて対象者から取得し、使用用途を明確にしている。	事後	
令和7年8月29日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年8月29日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	マイナンバーが記載された書類を誤って紛失しないように、表題を付けるなどしてファイリングし、書類は鍵のかかるキャビネットに保管している。	事後	